

## 会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類

(株式会社 SOU 分割準備会社との吸収分割について)

株式会社 SOU

2019 年 11 月 8 日

## 会社法第 782 条第 1 項に規定する事前開示書類

(株式会社 SOU 分割準備会社との吸収分割について)

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

株式会社 SOU

代表取締役社長 寄本 晋輔

株式会社 SOU（以下「当社」といいます。）は、2019 年 10 月 24 日付で、株式会社 SOU 分割準備会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、本承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割について、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項を以下のとおり開示いたします。

### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

### 2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）

#### (1) 本承継会社が本吸収分割に際して当社に対して交付する株式の数についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して当社に交付される本承継会社の株式の数については、当社が本承継会社の発行済株式の全てを所有しており、かつ、本吸収分割に際して発行される本承継会社の株式は全て当社に対して交付されることから、これを任意に定めることができるものと解されるところ、当社は、本承継会社との協議により 200 株と決定したものであり、相当であると判断しております。

#### (2) 本吸収分割に際して増加する本承継会社の資本金及び準備金の額についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して増加する本承継会社の資本金及び準備金の額は、本承継会社の財務状況その他の事情を総合的に考慮した上で、会社計算規則に従って決定したものであり、相当であると判断しております。

### 3. 本承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

#### (1) 本承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 に記載のとおりです。

- (2) 本承継会社の成立の日以後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第4号ハ）  
該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

当社は、当社が発起人となって、本吸収分割の承継会社とするため、2019年9月10日に本承継会社を設立しました。本承継会社の概要は以下のとおりです。

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| ①商号         | 株式会社 SOU 分割準備会社 |
| ②本店所在地      | 東京都港区港南一丁目2番70号 |
| ③代表者の役職・氏名  | 代表取締役社長 寄本 晋輔   |
| ④資本金        | 金10百万円          |
| ⑤株主構成及び持株比率 | 当社100%          |
| ⑥当社の出資額     | 金10百万円          |

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び本承継会社の債務（当社が本吸収分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 当社の債務の履行の見込み

本承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に伴い、当社企業集団の資産、負債の額に変動はなく、また、本吸収分割の効力発生日（2020年3月1日）後における当社企業集団の資産の額は、負債の額と同額以上であるものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の当社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 本承継会社の債務（当社が本吸収分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込み

本承継会社の会社成立の日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動、並びに、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、効力発生日（2020年3月1日）後における本承継会社の資産の額は、負債の額と同額以上であるものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の本承継会社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本吸収分割後においても、本承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

別紙 1 吸収分割契約の内容

(次頁以降に添付)

## 吸収分割契約書

株式会社 SOU（以下「甲」という。）及び株式会社 SOU 分割準備会社（以下「乙」という。）は、2019 年 10 月 24 日付で、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本吸収分割」という。）により、甲の、リース事業（以下「本事業」という。）に関して有する本権利義務（第 3 条に定める意味を有する。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

### 第 2 条 （商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

#### (1) 吸収分割会社

商号：株式会社 SOU

（2020 年 3 月 1 日付で「バリュエンスホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区港南一丁目 2 番 70 号品川シーズンテラス 28 階

#### (2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社 SOU 分割準備会社

（2019 年 12 月 1 日付で「バリュエンスジャパン株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区港南一丁目 2 番 70 号品川シーズンテラス 28 階

### 第 3 条 （承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2019 年 8 月 31 日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務に、本効力発生日（第 7 条に定める意味を有する。）の前日までの増減を加除した権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。なお、本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継について、不動産に係る賃貸借契約に基づき本効力発生日の前日までに生じた債務の承継は重疊的債務引受の方法により、それ以外の債務の承継は免責的債務引受の方法による。

### 第 4 条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務に代わり乙の株式 200 株を交付する。

### 第 5 条 （乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割に際して、乙の資本金及び準備金の額の増加は行わない。

#### 第6条（分割承認株主総会）

甲及び乙は、2019年11月22日に開催予定のそれぞれの株主総会において、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する決議を求める。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第8条（競業禁止義務）

甲は、本吸収分割の効力が生じた後、乙に対して、競業禁止義務を負わない。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第10条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、本効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られなかった場合又は法令に定める関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として、本契約の正本 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2019 年 10 月 24 日

甲 株式会社 SOU

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号品川シーズンテラス 28 階  
代表取締役社長 寄本 晋輔



乙 株式会社 SOU 分割準備会社

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号品川シーズンテラス 28 階  
代表取締役社長 寄本 晋輔



別紙

承継権利義務明細表

1 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、前払費用等の本事業に関する一切の流動資産。

(2) 固定資産

本事業に属する建物（建物附属設備を含む）、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、商標権、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定等の本事業に関する一切の固定資産。

2 負債

(1) 流動負債

本事業に属する買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、リース債務、未払費用等の本事業に関する一切の流動負債。

(2) 固定負債

本事業に属する長期借入金、リース債務、資産除去債務、長期未払金等の本事業に関する一切の固定負債。

3 労働契約

本事業に従事する従業員のうち、甲と正社員たる従業員との間の労働契約は承継しないものとする。また、本事業に従事する従業員のうち、甲とパート・アルバイトとの間の労働契約は承継するものとする。

4 その他の権利義務及び契約上の地位

(1) 本吸収分割契約の効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。ただし、甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務を除く。

(2) 本事業に関する甲の許可、認可、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの全て。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務。ただし、甲と正社員たる従業員との間の労働契約に関し甲に発生した一切の権利義務を除く。



別紙２ 本承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

株式会社 SOU 分割準備会社（2019 年 9 月 10 日時点）

（単位：百万円）

| 科 目    | 金 額 | 科 目       | 金 額 |
|--------|-----|-----------|-----|
| （資産の部） |     | （純資産の部）   |     |
| 流動資産   | 10  | 株主資本      | 10  |
| 現金及び預金 | 10  | 資本金       | 10  |
| 資産合計   | 10  | 負債及び純資産合計 | 10  |